

○横須賀市水産業事業補助金交付要綱

昭和47年4月1日

(総則)

第1条 水産業の振興を図るため、市内の水産業団体等が実施する事業に要する経費の補助については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業及び補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、水産業団体等について、別表に定める事業の区分に応じ、当該事業の補助対象経費に同表に定める補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、漁場生産力・水産多面的機能強化対策補助事業および養殖による新たな名産品づくり支援事業については、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、漁業活性化推進事業に係る補助金にあつては100万円を、漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係る補助金額にあつては、県の補助金の額を限度とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定による指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言を受けたことを証する書類の写しとする。

(補助金の中間払)

第5条 市長は、補助事業が50パーセント以上進ちょくし、契約工期内に完成する見込みがあると認めるときは、規則第11条第1項ただし書の規定による中間払をすることができる。ただし、中間払をする額は、出来高部分の事業費検査額に補助率を乗じて得た額の90パーセント以内とする。

2 補助事業者は、中間払を受けようとするときは、中間払請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の特例)

第6条 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係る補助金の交付は、神奈川県地域協

議会を経由して交付するものとする。

- 2 所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添えて事業完了の日から30日以内に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(第2号様式)及び収支を証する書類
- (2) 設計図(工事の場合に限る。)
- (3) 工事又は交付決定通知の際指示した機械器具の購入にあつては、契約書その他契約内容を確認できる書類の写し及び完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第8条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間については、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、それぞれ定める期間とする。

- (1) 1件の取得価格が20万円以上50万円未満であるもの(不動産及びその従物に限る。) 10年
- (2) 1件の取得価格が20万円以上50万円未満であるもの(前号の場合を除く。) 5年
- (3) 1件の取得価格が50万円以上のもの 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間。ただし、市単独の補助事業により取得したフォークリフトについては3年とする。
- (4) 中古品・古材を利用した場合でも、処分制限期間を割り引くこととはしない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 横須賀市水産業奨励補助金交付要綱(昭和43年4月17日横経第684号)は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の横須賀市水産業事業補助金交付要綱第9条の規定は、平成19年4月1日以後の補助金の交付に係る財産の処分について適用し、同日前の補助金の交付に係る財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

| 補助対象事業              | 事業内容                                        | 補助対象経費                              | 補助率                                             |
|---------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 種苗放流事業              | 漁獲量の維持及び増大を目的に、アワビ、サザエ等の種苗の放流を行う。           | 漁業協同組合が事業を行うのに要する経費で市が補助対象としたもの     | 1／3                                             |
| 漁業活性化推進事業           | 漁業に関する地域課題の解決を目的とした取組を行う。                   |                                     | 1／2                                             |
| 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 | 水産物の安定供給の確保を図るため、漁場生産力・水産多面的機能強化対策に伴う活動を行う。 | 市内活動組織が事業を行うのに要する経費で国及び県が補助対象としたものの | 1.5／10<br>(但し、県補助額と同額を上限し、神奈川県地域協議会を経由して、補助を行う) |
| 漁業協同組合販売促進支援事業補助    | 地産地消の取り組み促進・生産者意欲の向上等を図るため、地場産水産物の直売        | 漁業協同組合が事業を行うのに要する経費で市が補助対象としたもの     | 1／2                                             |

|                    |                                                   |                                         |         |
|--------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------|
|                    | 等の取り組みを行う。                                        |                                         |         |
| 養殖による新たな名産品づくり支援事業 | 本市で過去に行われたことがない水産物の養殖を行い、本市の新たな名産品とすることを旨とする。     |                                         | 10 / 10 |
| 新たな養殖の事業化支援事業      | 新たな種類や手法による水産物の試験養殖に取り組んでいる漁業者が、事業を本格化するための支援を行う。 | 漁業協同組合に所属する漁業者が事業を行うのに要する経費で市が補助対象としたもの | 1 / 3   |

第1号様式(第5条第2項関係)

中 間 払 請 求 書

|                                                                                                  |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <div>年 月 日</div> <div>(あて先)横須賀市長</div> <div>住所</div> <div>申請者</div> <div>氏名 <span>印</span></div> |  |
| 事 業 名                                                                                            |  |
| 事 業 費                                                                                            |  |
| 市 補 助 金                                                                                          |  |
| 今 回 請 求 額                                                                                        |  |
| 市 補 助 決 定 額                                                                                      |  |
| 着 工 及 び<br>完 成 予 定 年 月 日                                                                         |  |

第2号様式(第7条第1号関係)

収 支 精 算 書

1 収入の部

| 区 分 | 精 算 額 | 予 算 額 | 比 較 |   | 備 考 |
|-----|-------|-------|-----|---|-----|
|     |       |       | 増   | 減 |     |
|     | 円     | 円     | 円   | 円 |     |
|     |       |       |     |   |     |
|     |       |       |     |   |     |
|     |       |       |     |   |     |
| 計   |       |       |     |   |     |

2 支出の部

| 区 分 | 精 算 額 | 予 算 額 | 比 較 |   | 備 考 |
|-----|-------|-------|-----|---|-----|
|     |       |       | 増   | 減 |     |
|     | 円     | 円     | 円   | 円 |     |
|     |       |       |     |   |     |
|     |       |       |     |   |     |
|     |       |       |     |   |     |
|     |       |       |     |   |     |